

(様式2)



平成29年 9月 8日

京丹後市議会副議長 様

会派名 無会派

代表者氏名 松本経一

### 調査研究等報告書

下記のとおり実施しましたので報告します。

記

#### 1 日程

平成29年8月8日～8月10日

#### 2 場所

滋賀県大津市唐崎2-13-1

全国市町村国際文化研修所 077-578-5932

#### 3 目的

地方議員による政策実現のための条例提案についての実務研修受講

#### 4 該当する政務活動費の使途項目

研修費

#### 5 支出経費の内訳と金額

17,770円

(内訳 旅費7,920円 研修受講料9,850円)

## 6 参加議員名

松本経一

## 7 調査研究成果の概要、所見

### 研修の概要

研修は、最初に基礎的な政策法務に関する知識を学び、その後、全国から集まった地方議員を10程度のグループに分け、それぞれのグループで講師の指導を受けながら、議会基本条例や空き家の適正管理条例などを書き上げる、実習型・演習型研修である。

実際には、全国の自治体の条例を参考に、グループで議論しながらグループ独自の条例案を作成するもので、このような作業を通して条例の立案プロセスを体験すること主眼に置いている。

講師 帝京大学法学部教授 井川博

明治大学ガバナンス研究科選任教授 木村俊介

研修実施団体 公益財団法人 全国市町村研修財団

全国市町村国際文化研修所（JIAM）教務部

講義の主な内容は別紙添付資料

### 所見

全国的な傾向として、地方議員による政策提案を求める声は以前に増して強くなっているなかで、実際に議員が政策を条例というかたちで実現している事例は少しずつ増えてはいるものの、まだ一部の地方議会に限られている。

京丹後市議会においても、市民や団体からの陳情を市につなげたり、予算や事業の要望をする、という会派活動や議員活動は活発に行われていても、地域課題の解決につなげるための「議員による政策条例」の提案までには至っていないのが現実である。

自分自身、文化芸術の振興に関する条例や、高齢者の終末期医療に関する条例を議員提案したいと考えているが、今回の研修で、議員による政策条例の立案について、実際の演習を行なながら、条例案の検討から立案の流れを学ぶことができた。特に、条例を作るために必須の法制執務の基本から、条例に求められる原則、立法措置の技術、条例立案のプロセスなどを学ぶことができたのは大きな成果であった。

今回の実習の合間に講師に相談の時間を設けていただき、自身が書いた終末期医療に関する条例の「たたき台」としての文案を見ていただいた。

講師からは、「先ず立案プロセスにおいて、立法目的の整理を一番先に行わねばならない」との指摘を受けた。

「立法目的の整理」とは、条例・規則を制定することによって実現しようとする行政上の目的や取り組みをはっきりと把握することと、その前提として、「立法事実」及び「条例の正当性を裏付ける事由」を掌握することである。

「立法事実」とは、条例の目的と手段を基礎付けるデータや出来事、市民意識など社会的な事実と、条例の制定理由の最も中核的な根拠のことである。

「条例の正当性を裏付ける事由」とは、例えば行政としての宣言や要綱、行政指導、紳士協定、啓発など、条例以外の行政手法では効果が見込めないかどうかを、行政手法との比較検討で明らかにするものである。

講師から、「たたき台」としての私の文案に対し、議員提案の条例で大切なことは、行政や市民などに具体的に何をさせるか、またはさせないかを書き込むことと合わせ、条例の文案については、情緒的な言葉を避け、誰が読んでも一つの解釈しかできない言葉を使うように、と指導された。

講師の話を聞き、改めて自分自身の考え方を練り直す必要性を感じた。

京丹後市議会では「政策討論会議」という政策立案を進めるための仕組みが作られている。その仕組みにどうはめ込むか、ということも検討しながら、今回の実習で学んだ手法を生かし、市の課題解決のための条例作成を進めたい。

## 8 成果物、資料等

別紙添付資料